

「機能性低血糖症」に係る国の取り組みを求める意見書

慢性的に血糖値が高い状態が続くと糖尿病を発症することは知られているが、膵臓の機能失調等による血糖値の調節異常によって発症する「機能性低血糖症」は医師ですらまだ認知度が低い病である。

「機能性低血糖症」は、糖の過剰摂取や過激な食事制限、過食といった食生活の乱れやストレスなどが原因となって、血糖値が急激に低下したり、低い状態にとどまってしまう疾患で、現代の食生活も誘因の一つと指摘されており、近年、研究が進むとともに、患者の数もふえている。

「機能性低血糖症」は、脳への血糖補給不足に加え、アドレナリンなどの内分泌系異常や自律神経にも影響し、慢性疲労やうつ状態、集中力不足、情緒不安定、記憶障がいなど、身体面、精神面ともに実にさまざまな症状が引き起こされることがわかってきている。症状から精神疾患や神経疾患などと誤った診断をされるケースも少なくない。また妊産婦の「低血糖症」は「新生児低血糖症」の要因となり、脳障がいを引き起こすことが知られており、発達障がい（自閉症スペクトラム）の危険因子の一つであると指摘されている。

この「機能性低血糖症」の診断には、糖尿病診断に用いられている常用負荷試験及び耐糖能精密検査が有効とされているが、保険適用で行われる一般的な2時間検査では、上昇するはずの血糖値が上昇せず、変化のない平坦な曲線を描く「無反応性低血糖症」や、4時間経過後に血糖値が急落する「反応性低血糖症」などを診断することが難しい。精度を高めて5時間かけて検査を行うことが必要で、さらに膵臓の機能障がいの程度を診るためにはインシュリン値を調べることも重要なポイントである。ところが、5時間の耐糖能精密検査は保険適用されておらず、高額な自己負担が必要なほか、実施する医療機関も少ないのが問題である。

「機能性低血糖症」と正しく診断されたことで、「機能性低血糖症」のための治療により症状が改善、社会復帰する事例は数多くある。

よって、本市議会は、政府に対し、「機能性低血糖症」に関する調査研究、病名の認知及び意識啓発、検査体制の拡充等が図られるよう、下記の取り組みを要望する。

記

- 1 「機能性低血糖症」についての医学研究の進展と診断・治療法の普及に向け国として調査研究を進めること。
- 2 「機能性低血糖症」診断のための5時間の耐糖能精密検査を保険適用の対象とすること。

- 3 新生児の「機能性低血糖症」による障がい発生を予防するため、周産期医療において妊産婦の生活習慣の改善を図るとともに、早期発見と治療の体制づくりを推進すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年6月22日

三鷹市議会議長 田 中 順 子